

基本目標5 安全で良好な生活環境の確保

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき環境基準が定められています。県は、これらの基準が達成されるよう、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、監視や指導を市町村と協力して行っています。

1 山形県の生活環境の状況

- 県では、私たちの周りの大気の状態や川、湖沼、海の水質の状態などを監視し、併せて工場や事業場の排ガスや排水の検査等を行っています。
- 環境基準の達成状況を見ると、一部達成していない項目があるものの、いずれも人の健康や生活環境に影響が生ずるレベルではなく、全般的にはおおむね良好な状況にあります。

(1) 大気環境の状況（令和2年度）

- 「大気汚染防止法」に基づき常時監視として、一般環境の大気を測定する測定局として県が11局、山形市が2局と自動車の排出ガスの影響を測定する測定局1局を配置して大気汚染の測定を行い、結果を県のホームページにリアルタイムで公表しています。
- 令和2年度の大気の状態は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成しました。
光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成していませんが、「大気汚染防止法」で定めた注意報発令基準値（人への健康影響が生ずるおそれがあるとして定められた値）は下回る状況でした。

【令和2年度の大気環境の状況】

測定項目	測定局数	測定結果 (1時間値)
二酸化硫黄	12局 (1局)	0.001ppm
二酸化窒素	13局 (2局)	0.003~0.028ppm
一酸化炭素	1局 (1局)	0.6ppm
浮遊物粒子状物質	13局 (2局)	0.024~0.031ppm
光化学オキシダント	9局 (2局)	0.078~0.091ppm (最高値)
微小粒子状物質 (PM2.5)	12局 (3局)	17.7~22.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (日平均値)

※ () は、山形市測定局の内数



測定局舎（酒田光ヶ丘局）



大気環境の測定結果
(リアルタイム)

環境大気常時監視測定地点図
(令和3年3月31日現在)



凡例

- 山形県の一般環境大気測定局 11局
- 山形市の一般環境大気測定局 2局
- ▲ 山形市の自動車排出ガス測定局 1局

(2) 水環境の状況（令和2年度）

○ 県は、「水質汚濁防止法」に基づき「水質測定計画」を策定し、国土交通省及び山形市と共に、川、湖沼、海の水質の状況について、毎月、健康項目（56地点）、生活環境項目（56水域）などの測定を行い、その状況を公表しています。



海域での採水

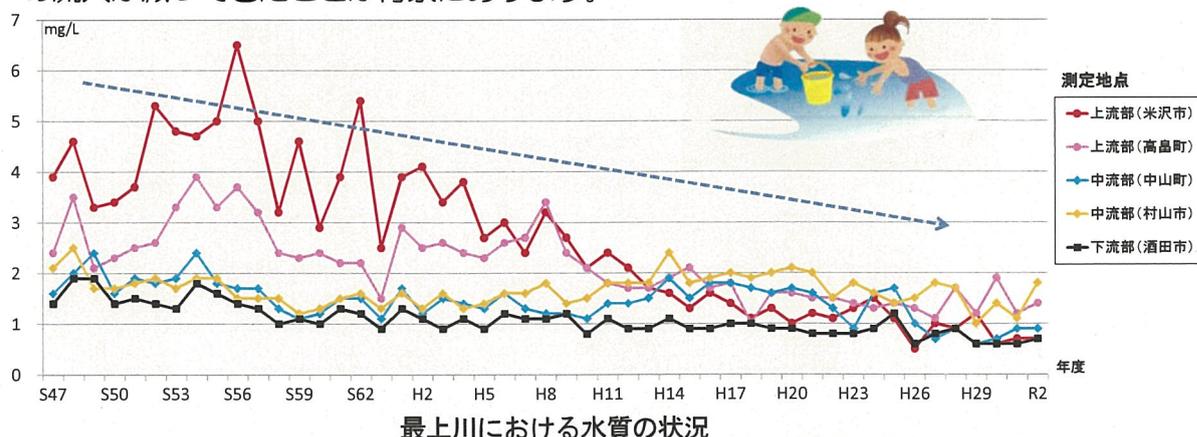
○ 健康項目は、人の健康を保護するための基準として設定されている項目（カドミウム、シアン等有害物質）です。生活環境項目は、水道や水産などの利水の面から生活環境を保全するための基準として設定されている項目でBOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）等があり、河川ではBOD、湖沼や海ではCODを用います。

令和2年度は、新井田川（酒田市）でBOD、背坂川（最上町）でカドミウムが環境基準を達成しませんでした。その他の測定地点では環境基準を達成しています。

～ きれいになってる?! 最上川 ～

最上川は本県を縦貫する全長約230kmの一級河川です。流域面積は約7,000km²で県人口の約8割が生活していることから、山形県の「母なる川」と言われています。

約50年間の最上川の水質（BOD）をグラフでみると、ほとんどの地点で水質が改善してきていることがわかります。合併処理浄化槽や下水道施設の普及により、汚れた水の川への流入が減ってきたことが背景にあります。



(3) ダイオキシン類の状況（令和2年度）

○ 県は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき「環境中ダイオキシン類測定計画」を策定し、住宅地域やごみ焼却施設の周辺の大気、水質及び土壌などに含まれるダイオキシン類の状況を調査しています。



ダイオキシン類調査（土壌の採取）

○ 令和2年度は、11市町延べ49地点で調査を実施しており、全ての地点で環境基準を達成しました。

○ また、廃棄物焼却炉などの特定施設の設置者は、年1回以上排出ガス及び排出水中のダイオキシン類を測定し、その結果を県に報告することになっています。

○ 令和2年度は、稼働した廃棄物焼却炉等84施設から測定結果の報告があり、うち2施設が排出基準を超過していたため、改善等の指導を行っています。

2 水資源の保全

- 山形県は県土の約7割を森林が占め、全国一の広い面積を有するブナの天然林をはじめとする豊かな自然に恵まれています。水資源は、この豊かな自然に支えられており、私たちの日常生活や農業、工業などの経済活動に欠くことのできない重要な資源であり、良好な状態で将来の世代に継承していかなければなりません。
- 一方、外国資本等による森林の買収や開発行為など、良好な水資源への影響が懸念される事案が県内でも発生したことから、水資源の保全を図るための山形県独自の条例として、「山形県水資源保全条例」を平成25年3月に制定しました。
- 水資源保全地域とは、公共の用に供される水（水道の原水、農林漁業用水、工業用水、融雪用水など）の取水地点とその周辺の区域について、この条例に基づき指定される地域のことです。水資源保全地域内において土地取引等や開発行為を行うとする場合は、2か月前までに県への届出が必要となります。

【水資源保全地域の指定状況（令和2年度末）】

地域	対象市町村	水資源保全地域の名称	面積 (ha)	指定年月日
村山	村山市	村山市水資源保全地域	6,627	H31.3.26
	東根市	東根市水資源保全地域	10,256	H30.3.27
	尾花沢市	尾花沢市水資源保全地域	10,335	H29.3.28
	西川町	西川町水資源保全地域	13,036	H27.5.29
	朝日町	朝日町水資源保全地域	5,735	H31.3.26
	大江町	大江町水資源保全地域	8,254	H28.6.10
	大石田町	大石田町水資源保全地域	2,873	R2.3.27
最上	金山町	金山町水資源保全地域	5,729	H29.3.28
	最上町・舟形町	最上小国川地区水資源保全地域	6,814	H27.1.30
	舟形町	舟形町堀内地区水資源保全地域	1,543	H27.5.29
	真室川町	真室川町水資源保全地域	6,624	R3.3.26
	大蔵村	大蔵村水資源保全地域	3,082	H31.3.26
	鮭川村	鮭川村水資源保全地域	3,235	H30.3.27
	戸沢村	戸沢村水資源保全地域	4,166	H29.3.28
置賜	米沢市	米沢市水資源保全地域	32,292	R3.3.26
	長井市	長井市野川地区水資源保全地域	1,605	H25.9.27
	南陽市	南陽市小滝地区水資源保全地域	946	H26.3.11
	高畠町	高畠町水資源保全地域	9,033	H29.3.28
	川西町	川西町犬川地区水資源保全地域	5,234	H28.6.10
		川西町黒川地区水資源保全地域	2,294	H27.1.30
	小国町	小国町水資源保全地域	19,317	H31.3.26
	飯豊町	飯豊町水資源保全地域	21,788	H28.6.10
庄内	鶴岡市	鶴岡市水資源保全地域	21,184	H27.5.29
	酒田市	酒田市水資源保全地域	12,881	H29.3.28
	庄内町	庄内町立谷沢川地区水資源保全地域	2,680	H26.3.11
	遊佐町	遊佐町牛渡・滝沢・洗沢地区水資源保全地域	1,083	H25.9.27
		遊佐町下当山・長坂地区水資源保全地域	365	H25.9.27
		遊佐町白井地区水資源保全地域	246	H25.9.27
		遊佐町八森・藤井地区水資源保全地域	167	H26.3.11
合計	25市町村	29箇所（県内民有林面積の69.4%）	219,424	